

作成日：2017年10月21日

インド
India

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce and Industry
Office of the Controller General of Patents, Designs and Trademarks
(CGPDTM)

Bhoudhik Sampada Bhavan,
Near Antop Hill Head Post Office,
S. M. Road, Antiop Hill
Mumbai 400037

TEL: 91-22-241-32735

FAX: 91-22-241-23322

E-mail: cgooffice-mh@nic.in

Website: www.ipindia.nic.in

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 貿易関連の側面に関する協定 (Trips)
- (5) 微生物寄託の国際的承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

外国に居住する出願人は、特許庁に登録された特許代理人を選任することが推奨されています。

4. 現地の代理人団体の有無

現地代理人からの情報によりますと、地域ごとに団体が存在し、全ての代理人がこれらの団体のメンバーではないとのことです。

5. 出願言語

出願は英語又はヒンディー語で行うことができます。

6. その他関係団体

JETRO CHENNAI

Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam,

CHENNAI-600035 INDIA

TEL: 91-44-3927-0100

FAX: 91-44-3927-0190

7. 特許情報へのアクセス

<http://ipindia.nic.in/>

<http://ipindiaservices.gov.in/rqstatus>

特許制度

1. 現行法令について

2005年の改正特許法が適用されており、改正特許規則が2016年5月16日から施行されております。

<主な改正の内容>

- (1) アクセプタンス期限の短縮及び延長制度の導入です。
- (2) 審査請求費用返還制度の導入です。
- (3) PCT 国内段階移行時にクレーム削除の補正が可能になりました。
- (4) 早期審査制度の導入です。
- (5) ヒヤリングに関する日程の変更に関する内容です。

これらの内容につきましては、下記の「出願から登録まで」の箇所をご参照下さい。

2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) (FORM-1) :
出願人の名称及び住所、発明の名称、送達用のあて名、優先権主張の場合は優先権主張の情報等を記載します。
- (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) (FORM-2) :
- (3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract) :
- (4) 委任状 (Power of Attorney) (FORM-26) :
出願人が署名します。
インド出願日から3ヶ月以内に提出することができます。
- (5) 譲渡証 (Assignment) :
発明者が署名します。
出願日から6ヶ月以内に提出することができます。
- (6) 宣誓書 (Statement) (FORM-5) :
真の発明者であることの宣誓書です。
出願日から1ヶ月以内に提出することができます。
- (7) 優先権証明書 (Priority Document) 及びその翻訳文 (Translation) :
提出要求があった場合、要求日から3ヶ月以内に提出する必要があります。
一般的には、最初の審査報告書 (First Examination Report) において要求されます。
英訳文には翻訳者宣誓書を添付する必要があります。

3. 料金表（単位：インド・ルピーです）

出願人が一般企業、小規模企業、及び自然人等により、料金が異なります。小規模企業の場合には、一般企業の料金の 1/2 が、自然人等の場合には、一般企業の料金の 1/5 が適用されます。

以下、出願人が一般企業の場合の料金です。

(1) 出願料金：

①明細書 30 頁まで 8,000

②明細書 31 頁以上、1 頁当たり追加料 800

③クレーム 11 個以上、1 クレーム当たり追加料 1,600

(2) 審査請求料金 20,000

(3) 異議申立料金 12,000

(4) 年 金：

①3 年度～6 年度(各年度当たり) 4,000

②7 年度～10 年度(各年度当たり) 12,000

③11 年度～15 年度(各年度当たり) 24,000

④16 年度～20 年度(各年度当たり) 40,000

4. 料金減免制度について

小規模企業以外、小規模企業及び自然人等により、異なる料金形態が導入されております。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は導入されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、出願公開、出願審査の請求、実体審査、及び異議申立て等の諸手続により進められます。

(1) 方式審査に関して：

出願書類の所定の様式規定を満たしているかについて審査されます。

(2) 不特許事由に関して：

主な不特許事由は次の通りです。

①発見、科学理論や数学的方法の場合

- ②計画やゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法の場合
 - ③情報の提供の場合
 - ④コンピュータソフトウェア自体の場合
 - ⑤人体又は動物体を処置するための診断、治療又は外科的方法の場合
 - ⑥公の秩序、善良な習慣、公衆衛生、安全又は環境に反する場合
 - ⑦微生物を除く植物及び動物の場合
- (3)新規性に関して：
- 以下の発明は新規性を有しません。
- ①優先日前に、インドに出願された特許出願の明細書に公表されている場合。
 - ②出願日（又は優先日）前に、発明がインド国内又は世界中のいずれかの国において文書で公表されていた場合。
 - ③出願日（又は優先日）前に、発明がインド国内において公然使用されていた場合。
- <新規性喪失の例外>
- 博覧会の開会日、論文の発表日又は公表日から12ヶ月以内に特許出願が行われた次の行為が該当します。
- (a)発明者の同意を得て、公に認められた博覧会における、発明の展示、展示の結果として発明の公表及び実施の場合。
又、学術学会における発明者による発表の場合、若しくは発明者の同意を得て学会で発表された論文による発明の説明の場合。
 - (b)試験だけを目的とした、特許を受ける権利を有する者の同意による公然実施の場合で、その実施に合理的な必要性がある場合。
 - (c)発明が特許を受ける権利を有する者から取得され、公表が特許を受ける権利を有する者が知らなかった場合。
- (4)出願公開に関して：
- 出願は、出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後に公開されます。
所定の料金を納付することにより、早期公開を請求することもできます。
- (5)対応出願国情報の提出義務について：
- インド出願と同一発明が外国において出願されている場合、出願人は対応外国出願の情報（陳述書）を特許庁に提出する義務があります。
- ①この陳述書には、まず出願日から6ヶ月以内に、対応出願国の出願番号、出願日、係属中等の情報を記載して提出します。
 - ②更に、特許庁は審査報告書中で、詳細情報（主に、米国、EPC、日本出願等の審査経過）を要求してきますので、応答期限内（通常6ヵ月以内）に提出する必要があります。
 - ③この情報提出の義務は、インド出願が特許付与されるまで継続されます。

(6) 実体審査に関して：

- ① 出願審査請求制度が採用されておりますので、出願日又は優先日から48ヶ月以内に、出願審査の請求をする必要があります。
なお、分割出願の審査請求は、分割出願日から6ヶ月以内若しくは優先日から48ヶ月以内のいずれか遅い期限内に行うことができます。
なお、この度の規則改正により、審査請求後、最初の審査報告書(First Examination Report)が発行される前に出願を取下げた場合の審査請求費用の返還制度(費用の90%)が導入されました。
- ② 審査請求後、審査官は最初の審査報告書を発行します。
この審査報告書には、方式、新規性、進歩性、単一性及び有用性等についての審査官の詳細な見解が記述されます。
- ③ 出願人は、この最初の審査報告書の発行日から所定の期間内に、審査官から指摘された拒絶理由を全て解消し、出願を特許許可される状態にしなければなりません(所謂、Acceptance Due Dateの採用です)。
なお、この期間は発行日から12ヶ月でしたが、この度の規則改正により6ヶ月と短縮され、それに伴い1ヶ月単位で最大3ヶ月間延長可能となりました。
- ④ 最初の審査報告書に対する応答後、更に審査され、特許付与の決定が若しくは出願拒絶の決定がなされます。

(7) 付与前の異議申立制度に関して：

- ① 何人も出願公開から特許付与までの間、異議申立てをすることができます(匿名では申立てできないとされております)。
- ② 審査官による理由・証拠が検討された後、出願人に不利な場合には審査官により通知され、この場合出願人は通知日から3ヶ月以内に応答しなければならないとされております。

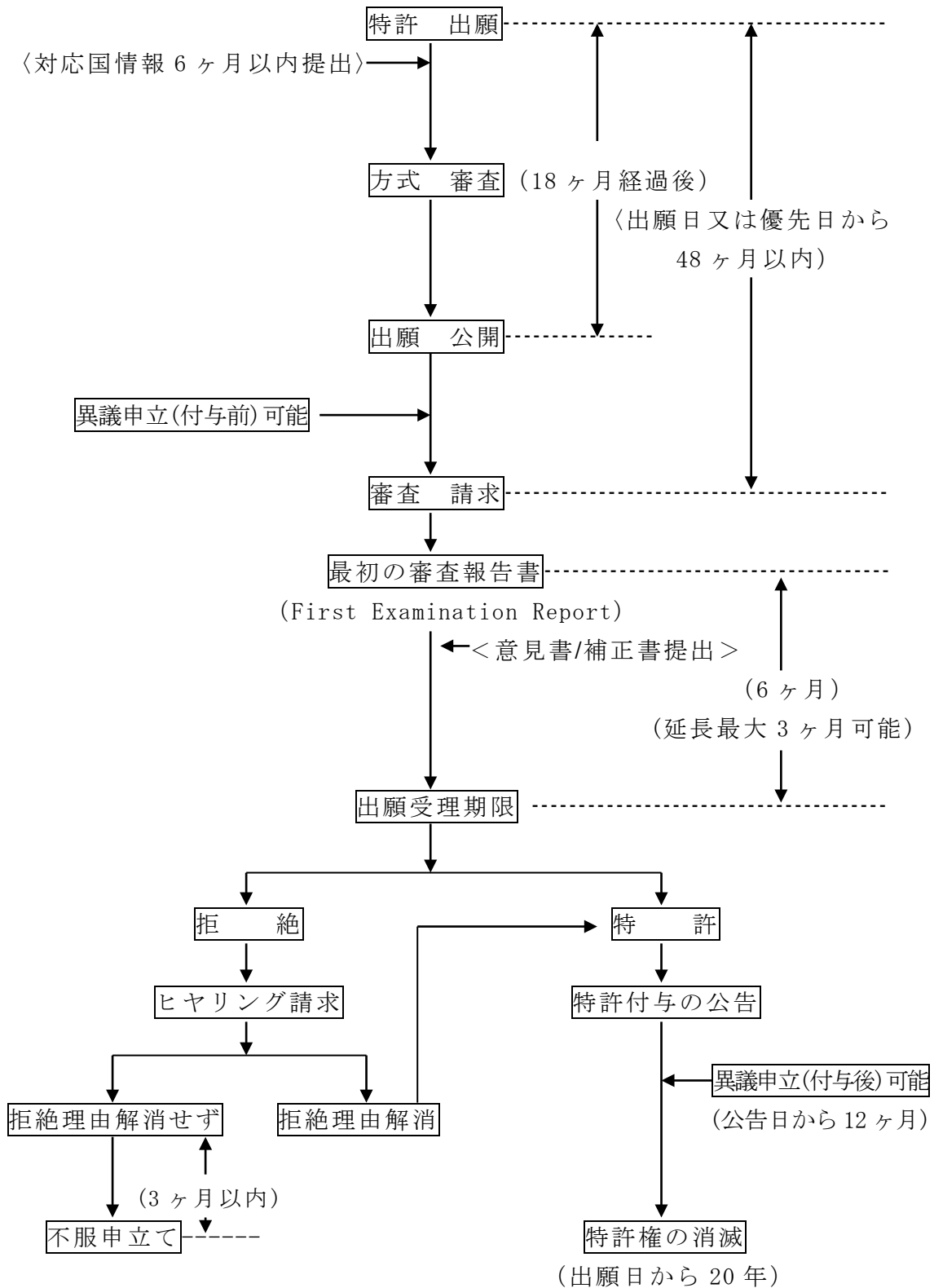
(8) ヒヤリング(Hearing)に関して：

この度の規則改正によりヒヤリングの内容が変更されました。
なお、このヒヤリングは最初の審査報告書に対する応答期間中に、拒絶理由が解消されない場合、出願人からの請求により、審査官がヒヤリングの機会を与えるものです。

- ① ヒヤリングの請求があると、審査官は出願人に対し、ヒヤリングの日時及び解消されていない拒絶理由を明記した通知書を送付します。
- ② 出願人はヒヤリングの日から15日以内に応答書を提出する必要があります。この期間は30日間、2回を限度として延長を申請することができます。
- ③ 最初の審査報告書の応答期間中に、ヒヤリングの請求がなかった場合、又はヒヤリングの結果により、出願は拒絶されます。

- ④最終的に出願が拒絶された場合、拒絶の日から1ヶ月以内に再検討の申立て(Review Petition)を、又は3ヶ月以内に知的財産審判委員会へ不服申立てをすることができます。
- (9)分割出願に関して：
出願人は、特許付与前いつでも自発的に分割出願をすることができます。また、上記最初の審査報告書発行日から12ヶ月以内に特許が付与されない場合には、12ヶ月以内に分割出願をすることができます。
- (10)早期審査請求制度に関して：
この度の規則改正により、早期審査請求制度が導入されました。但し、早期審査を請求できるのは、①インドが国際調査機関、又は国際予備審査機関として指定されていること、又は②出願人が、インド会社法に基づき登録された企業等であること、の要件を満たす必要があります。
- (11)特許の付与に関して：
審査官から指摘された全ての拒絶理由が解消した場合、特許が付与されます。
- (12)付与後の異議申立制度に関して：
①特許付与の決定があると、特許庁長官はその旨を公告します。
②利害関係人は、公告の日から12ヶ月以内に異議申立をすることができます。
③特許権者は異議申立通知を受領した日から2ヶ月以内に応答する必要があります。
応答しない場合は、特許が無効にされると言われております。
- (13)不服申立てに関して：
①異議申立ての決定に対しては、特許庁に不服申立てをすることができます。
②特許庁の指令や決定に対しては、決定等の日から3ヶ月以内に知的財産審判委員会に不服申立てをすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。
特許権は特許付与日から発生します。
- (2) 年金は、特許前に納付する必要はありません。
特許が登録された日から 3 ヶ月以内に、この間に到来した 3 年度からの累積料金を納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から 31 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
この度の規則改正により、移行の際にクレーム削除の補正が可能となりました。
 - ① 国際出願の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ② 19 条補正がされた場合：出願時のクレーム及び 19 条に基づく説明書を伴う補正後のクレームの双方
 - ③ 34 条補正がされた場合：出願時のもの及び国際予備審査報告の附属書類で補正されたものの双方
- (3) 優先権証明書翻訳文
特許庁長官が指定する期間内に、英語による証明付翻訳文の提出が必要です。

11. 留意事項

- (1) 出願から登録等までの所要期間に関して：
 - ① 審査請求から最初の審査報告書発行までの期間は、約 3 年です。
 - ② 出願から最終処分(特許又は拒絶)までの期間は、約 5 年から約 6 年です。
- (2) Foreign Filing License (外国出願許可) に関して：
 - ① インド国内でされた発明については、発明者の国籍を問わず、最初にインド国に出願をしなければなりません。
 - ② インド国以外の国に出願する場合は、インド出願日から 6 週間後、又は特許庁長官の許可を受けなければなりません。
- (3) 優先権主張の出願人が異なる場合に関して：
優先権主張の基礎となる出願人とインド出願の出願人とが異なる場合、優先権についての承継を説明した“Declaration”又は“Assignment”の提出が必要となります。出願手続きの際には留意して下さい。
- (4) 対応外国出願情報の提出に関して：
 - ① 冒頭で触れましたように、同一発明について他の国に出願されている

場合（優先権主張の場合、基礎出願を含む）、適宜これらの国の情報を提出する必要があります。

- ②提出しなかった場合、異議理由又は特許取消の理由となりますので、留意する必要があります。
- ③提出すべき情報としては、I)出願国、II)出願日、III)公開日、IV)特許/拒絶の状況とされております。
- ④提出時期につきましては、I)出願から6ヶ月以内、II)審査報告書にて要求された場合は、指定された期間内、III)特許付与に至るまでの間、となっております。
- ⑤審査報告書中に他国の審査結果や調査報告書等の写しや、翻訳文も要求されている場合もありますので、その点留意して下さい。
- ⑥なお、対応国には、優先権主張している日本出願も含まれますので留意して下さい。

(5)最初の審査報告書受領から出願受理までの期間の応答に関して：

- ①既に述べましたように、First Examination Reportを受領してから6ヶ月以内（最長延長3ヶ月間）に、審査官が指摘した拒絶理由を全て解消しなければなりません。
解消できなかった場合、出願は拒絶となります。
- ②この審査報告書には、審査官が判断した特許性等に関する結果が全て数頁に亘って記載されており、その内容によっては応答期限が異なりますので、十分に留意する必要があります。
- ③先ず、出願人は、最初の審査報告書を受領した場合には、成るべく早い時期に応答するよう留意する必要があります。
- ④なお、何らかの事情で応答が期限間際になったような場合には、現地代理人に応答書を提出する際に、「ヒヤリング」を請求する旨の指示をすることを勧めます。
このヒヤリングの請求により、特許庁長官が出願人に不利な決定をする前に、審査報告書の要求を満たすための機会が、出願人に与えられるからです。

(6)誤訳訂正に関して：

- ①PCT 経由インド国内移行出願に関して、PCT 出願の明細書等に基づいて誤訳訂正をすることができとされております。
- ②パリ条約優先権主張インド出願に関しましても、優先権主張基礎出願に基づいて誤訳訂正ができるとされております。
誤訳訂正の必要性が生じた場合には、事前に現地代理人に事情を説明し、確認を求めることを勧めます。

(7) 特許後の特許発明の実施報告に関して：

① インドでは、特許後毎年特許発明の実施について報告する義務があります。

この実施報告は、前年 1 年間の特許発明についての“実施”又は“不実施”に関する陳述で、翌年の 1 月から 3 月 31 日までに提出する必要があります。

② 提出義務に違反した場合には、罰金や刑事罰が科されるとのことです。

③ 特に、特許後に年金管理をクライアント側に移管するケースが多いと思われますので、国内代理人は年金を移管する際には十分にこの“特許発明の実施報告義務”について、クライアント側に説明しておくことを勧めます。

意匠制度

1. 現行法令について

2001年の意匠法（2001年5月11日施行）、2008年及び2014年に改正された意匠規則が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

(1) 願書 (Request) (FORM1) :

出願人の名称・住所、優先権主張の情報、物品の名称、組物の場合は、組物に含まれる各物品の表示等を記載します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings) :

(3) 明細書 (Description) :

新規性に関する明細書が要求されます。

(4) 委任状 (Power of attorney) :

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

3. 料金表 (単位：インド・ルピーです)

法人の場合の料金です。自然人の場合は1/4の金額となります。

(1) 出願料金 4,000

(2) 更新料金 8,000

4. 料金減免制度について

自然人の場合は、法人出願の料金の1/4となります。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

登録後に登録意匠の内容が公衆の閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は導入されておられません。

出願はすべて登録性及び新規性の審査の対象になります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

1の意匠出願にロカルノ国際分類の1のクラスのみ属して行うことができますが、1の出願は当該クラスに含まれた一部又は全部の物品について行うことができます。

(1) 方式要件の審査に関して：

- ①最初に方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。
- ②方式要件を満たしていない場合には、指令が発せられ（オフィス・アクション）、指定期間内に不備を是正することができます。
この期間内に不備を是正しない場合には、出願は拒絶されます。

(2) 不登録事由に関して：

- ①「意匠」とは、手工芸的、化学的又は機械的であるかを問わず、分離又は組合せであるかを問わず、工業的方法又は手段によって物品に適用される形状、配置、模様、装飾、又は線若しくは色彩の組合せの特徴であって、完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断されるものと、定義されております。
- ②また、「物品」とは、製造された物品、並びに人工物質又は部分的に人工及び部分的に天然の物質を意味し、製造可能であり、単独で販売できる物品の部分も含む（部分意匠）と、されています。
また、一体として使用される複数の物品の組物（組物の意匠）は、1つの物品として扱うことができると、規定されております。
次のような意匠は、登録を受けることができません。
 - (a)出願された意匠が、「意匠の定義」に合致していない場合
 - (b)出願された意匠が、新規性又は独創性が欠如している場合
 - (c)出願された意匠が、出願日（優先日）前にインド又は他のいずれかの国において公衆に開示されている場合
 - (d)出願された意匠が、公知意匠又は公知意匠の組合せから明確に区別できない場合
 - (e)出願された意匠が、公序良俗に反する恐れがある場合

(3) 新規性に関して：

- ①出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて公衆に利用可能又は開示されている意匠は新規性を有しません（絶対的新規性の採用）。
- ②但し、以下の場合は、新規性喪失の例外が認められます。
 - (a)意匠登録を受ける権利を有する者が、博覧会に意匠を出品した場合
 - (b)意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠が公表された場合

なお、上記に該当する場合、該当日から6ヶ月以内に出願する必要があります。

(4) 実体審査に関して：

- ① 出願は、登録性及びインド国内において既登録の意匠から創作が容易か否かについて審査されます。
- ② 出願書類が受理され、特許庁長官が審査官の審査報告書において拒絶理由がないと認めるときは、出願の登録認容の決定をして、出願人に登録証を発行します。
- ③ 審査官の審査報告書により、特許庁長官が何らかの拒絶理由を認め、当該理由が出願人に不利なものであるか、又は出願について何らかの補正を必要とするときは、出願人に拒絶理由を出願人に通知します。
- ④ 出願人は当該拒絶理由通知日から3ヶ月以内に拒絶理由を解消し、又は特許庁長官に聴聞（Hearing）を申請しない限り、出願人は出願を取り下げたものとみなされます。但し、拒絶理由解消の期間は出願日から6ヶ月以内とされています。
- ⑤ 出願人は、上記6ヶ月の期間が満了する前に、手数料を納付して3ヶ月を超えない期間について、期間の延長を請求することができます。
- ⑥ 出願人が当該拒絶理由通知日から3ヶ月以内に聴聞（Hearing）を申請し、特許庁長官が聴聞することが望ましいと認めたときは、特許庁長官は聴聞の日付を決定します。
- ⑦ なお、出願人の怠慢又は不履行により、出願日から6ヶ月以内又は上記延長の期間内に登録することができなかった出願については、放棄されたものとみなされます。
- ⑧ 出願人の聴聞申請後、特許庁長官は出願に係る意匠を登録するか、又は拒絶するかを決定します。
- ⑨ 特許庁長官の聴聞による決定は、出願人に通知されます。

なお、上記特許庁長官の決定が交付された日は、審判の目的において、特許庁長官の決定日とみなされます。

(5) 登録に関して：

意匠が登録受理された場合、登録原簿に登録され、登録証が発行されます。

(6) 異議申立に関して：

異議申立は規定されていませんが、取消訴訟を提起することができます。

(7) 公開等に関して：

意匠が登録されると、登録意匠の内容が公報に公告されて、公衆の縦覧に供せられます。

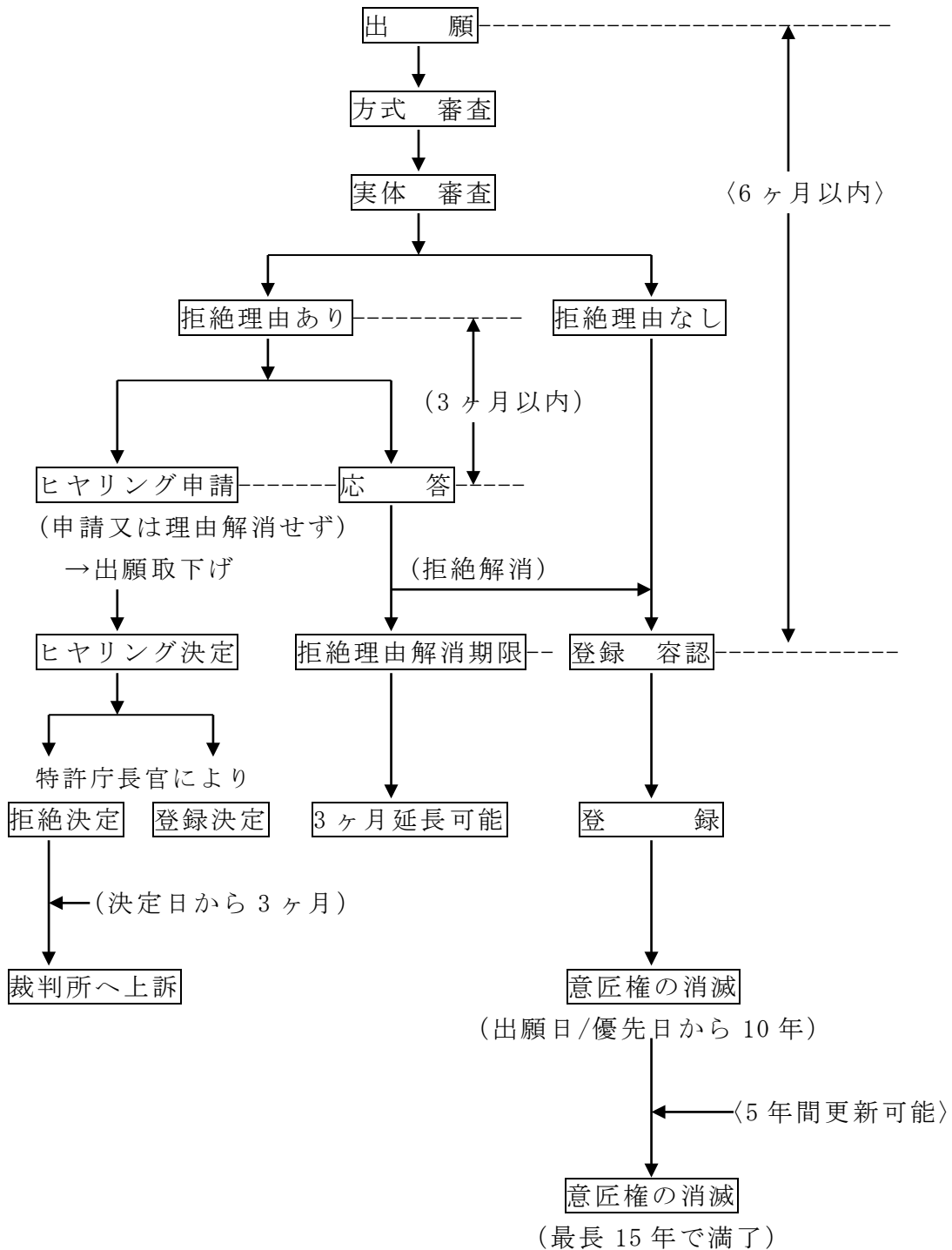
(8) 登録の無効/取消に関して：

利害関係人は、以下に該当する場合には特許庁長官に対して登録の取消

を請求することができます。

- ①インド国内において先登録が既に存在していた場合
- ②登録意匠の出願日（優先日）前に、当該意匠がインド又は外国において公表されていた場合
- ③登録意匠が新規性又は独自性を欠如していた場合
- ④登録意匠が登録性を欠如していた場合
- ⑤登録意匠が意匠の定義に該当していなかった場合等です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 存続期間は、登録日から10年です。

登録日は、優先日又は出願日からのうち早い日を言います。

意匠権は、設定登録日から発生します。

(2) 存続期間は1回（5年間）更新することができます。

従って、最長存続期間は、優先日又は出願日から15年間となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

但し、一定の要件が課されておりますので留意して下さい。

11. 留意事項

(1) 出願から最終処分（登録/拒絶）等までの処理期間：

① 出願から最初の審査報告書発行までの期間は、約1ヶ月から約3ヶ月です。

② 出願から最終処分までの期間は、約1年です。

(2) 審査手続き：

① 出願から6ヶ月以内（最大3ヶ月間延長可能）に全ての拒絶理由を解消し、登録できる状態にしなければなりません。

② 登録できる状態にできなかった場合は、出願は放棄されてものとみなされます。

③ 従いまして、応答した後、拒絶理由が解消できないと判断した場合には、Hearing（聴聞）を申請するよう留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

1999年の商標法（2003年9月15日施行）が適用され、改正商標規則が2017年3月6日から施行されております。

<改正商標規則の主な内容>

- (1) 手数料の値上げです。
- (2) 早期審査制度に関する変更です。
- (3) 使用証明に関する書類の提出です。
- (4) 音の商標保護に関する明文化です。
- (5) 異議申立手続きに関する変更です。
- (6) 著名商標認定の導入です。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。
なお、1出願多区分制が採用されています。

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称・住所、優先権主張の情報等を記載し、現地代理人が署名し出願します。

(2) 区分を記載した商品・サービスのリスト :

(3) 商標見本 (Mark) :

(4) 使用の詳細、インドにおける最初の使用日又は商標の使用意思の有無

(5) 使用の宣誓供述書 :

この度の規則改正により、出願前の商標の使用を主張する場合には、願書に出願前の使用を証明する陳述書の提出が必要になりました。

(6) 委任状 :

出願人が署名します。認証は不要です。

(7) 優先権証明書 (Priority Document) :

3. 料金表 (単位 : インド・ルピーです)

(1) 基本出願料 (1クラス)

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 一般企業の場合 | 9,000 |
| ② 小規模企業及び自然人の場合 | 4,500 |

(2) 早期審査

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 一般企業の場合 | 40,000 |
| ② 小規模企業及び自然人の場合 | 20,000 |

- (3)更新料金（各クラス当たり） 9,000
全ての出願人共通に適用されます。

4. 料金減免制度について

出願手数料に関して、一般企業と小規模企業等との場合において異なる料金が適用されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1)一商標多区分制が採用されており、出願書類が提出されますと、識別力、誤認が生じるか否か、及び既登録商標との類似関係について審査されます。

なお、インドはニース協定に加盟しておられません。ニース協定の国際分類を採用しております。

- (2)使用意思に関して：

出願人は、出願時に商標を使用する意図を有していることが必要です。

- (3)不登録事由に関して：

主な不登録事由は次の通りです。

- ①識別力に欠ける、記述的な表示からのみなる、商品又は役務の属する分野において慣用されている標章の場合
- ②公序良俗に反する恐れのある標章の場合
- ③商品の形状等にかかる標章の場合
- ④国の記章や公の印章、国連機関の名称等の標章の場合
- ⑤他人の出願商標又は登録商標と同一又は類似し、商品又は役務が同一又は類似で、混同を生じる恐れのある標章の場合
- ⑥出願商標と同一又は類似し、商品又は役務は非類似であるが、出願商標の使用が不正である場合

- (4)審査手続きに関して：

- ①審査官は、方式及び実体的要件を審査した後、拒絶理由を発見した

場合には、審査報告書(Examination Report)を発行します。

出願人は、審査報告書受領後1ヶ月以内に応答しなければなりません(なお、この1ヶ月は期間延長を請求することができます)。

応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

② 応答後、拒絶理由が解消された場合、出願は認容(Accept)され公告(Advertise)されます。

③ 一方、拒絶理由が解消されない場合は、ヒヤリング(Hearing)が設定されます。

④ 出願が認容され、公告された後、出願公告日から4ヶ月間異議申立てをするための機会が与えられます。

⑤ 上記4ヶ月以内に第三者から異議申立てがなかった場合、出願は登録され登録証が発行されます。

⑥ 上記ヒヤリングが設定されますと、再度拒絶理由の内容が審査され、登録又は拒絶の決定が行われます。

(5) 異議申立てに関して：

上述しましたように、出願認容の公告日から4ヶ月以内、第三者は異議申立てをすることができます。

(6) 審判請求に関して：

審査官の決定に対して、3ヶ月以内に審判部に審判請求をすることができます。

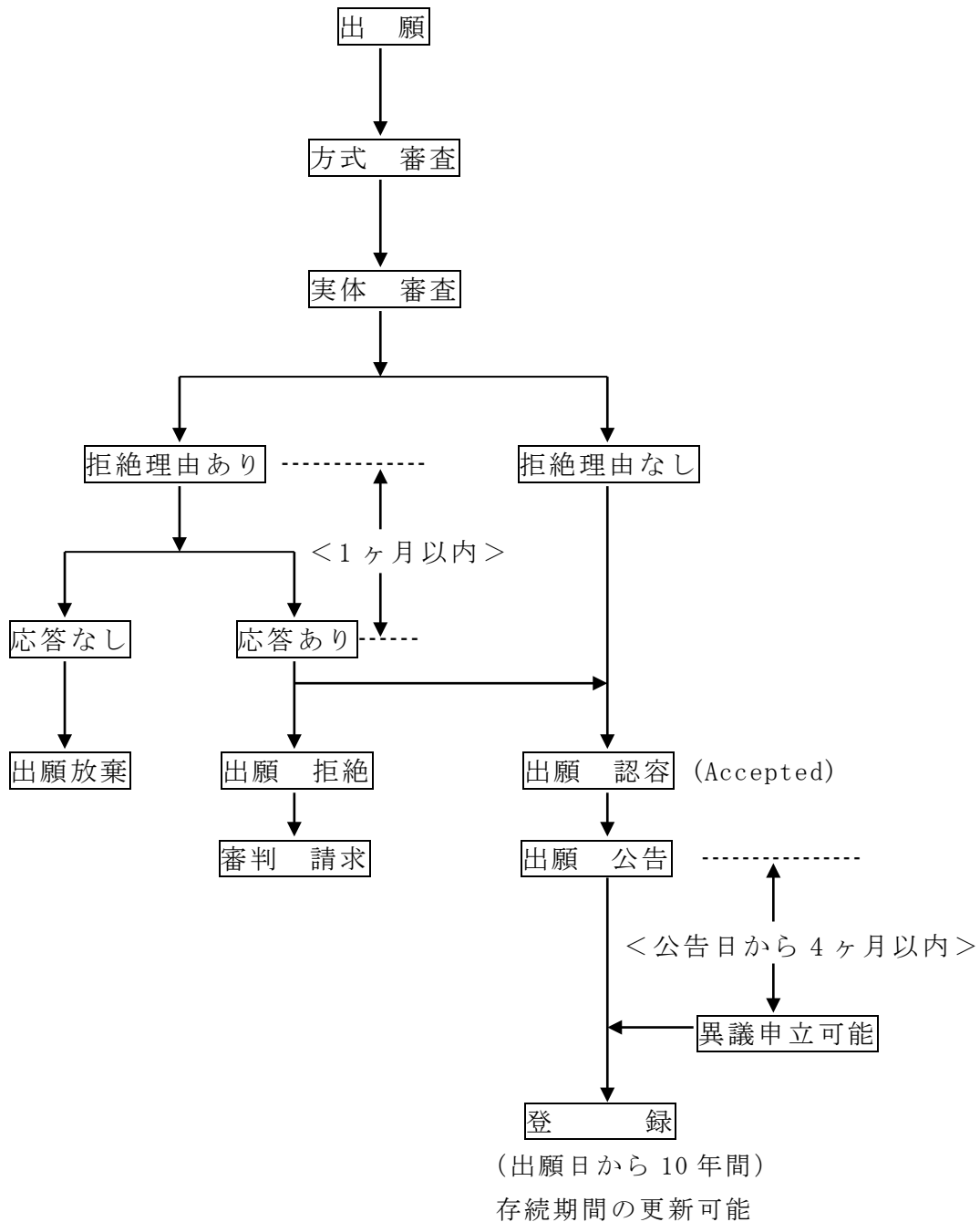
(7) 早期審査制度に関して：

この度規則改正により、早期審査制度が導入されました。

早期審査が請求されると、出願後3ヶ月以内に審査され早期に最終処分を得ることが可能となります。

なお、早期審査の料金は一般企業の場合、40,000 インドルビーです。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 商標権の存続期間は出願日から10年間です。

設定登録日から発生します。

(2) 存続期間は10年ずつ更新することができます。

存続期間の更新は、この度の規則改正により、存続期間の満了の1年前から可能となりました。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありませんが、使用する意図を有することが必要です。
- (2) 登録商標が継続して5年以上善意の使用がなかったことが立証された場合、登録商標は登録原簿から抹消されます。

11. 保護対象

- (1) 商標として保護されるのは、図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はこれらの組合せ等を含むと、されています。
- (2) 保護対象となる商標
以下の商標が保護対象とされております。
①音響商標、②立体商標、③団体商標、④証明商標、⑤連合商標
⑥色彩のみの商標、⑦匂いの商標等
なお、音商標の出願に際して、録音（30秒以内）されたMP3フォーマットによるデータ及び楽譜の提出が必要となりました。

12. 留意事項

- (1) 出願から最終処分（登録/拒絶）等までの処理期間：
①出願から審査報告書発行までの期間は、約5ヶ月から約10ヶ月です。
②出願から最終処分までの期間は、約2年から約3年です。
- (2) マドリッド議定書に基づく国際登録：
2013年7月8日発効のマドリッド議定書に基づく国際登録により、インドを指定国に含め、商標の保護を受けることができるようになりました。
- (3) 譲渡、使用許諾：
①商標出願、商標権は、事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。
②商標権について使用許諾をすることができます。
但し、使用許諾を第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。